

○宮古島市緊急経済対策住宅ストック活用支援事業補助金交付要綱

平成27年 2月19日

告示第23号

改正 平成28年 3月31日告示第73号

平成29年 5月 8日告示第72号

平成30年 6月 8日告示第101号

令和元年 5月30日告示第87号

令和 3年 5月 7日告示第74号

(題名改称)

令和 4年 3月28日告示第49号

(目的)

第1条 市長は、省エネルギー性能やバリアフリー性能といった良質な住宅ストックの形成を図るとともに子育てしやすい住まいの整備やテレワーク等の柔軟な働き方に応じた住生活の実現を図るため、市民が自己の居住する住宅ストックの活用に資する改修工事等（以下「改修工事等」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において宮古島市緊急経済対策住宅ストック活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付に関しては、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(令3告示74・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ各号の定めるところによる。

- (1) 住宅 宮古島市内に存する住宅であって、自らの居住の用に供する住宅及び住宅に付属する住宅設備
- (2) 改修工事等 住宅の機能や性能を維持・向上させるために行う、住宅の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等の工事
- (3) 施工業者 本市に本社、支店がある法人又は市内に事務所を有し、本市に住民登録している個人事業主
- (4) 空き家 一戸建て住宅の居住の用に供する築10年以上の建築物のうち、居住する者のないことが常態であって、その期間は概ね1年以上であるも

の

(5) 子育て世帯 満18歳以下の者と同居している世帯、若しくは出産前で母子健康手帳の交付を受けた者がいる世帯

(6) テレワーク 自らが居住の用に供する住宅及び同敷地内の建築物で人と人との非接触に配慮し、職務に従事することをいう。

(平28告示73・追加、令3告示74・一部改正)

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 第13条の規定による実績報告書の提出までに補助対象住宅に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）による居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を受けていない者。ただし、支給限度額を超える工事を行う場合を除く。

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による住宅改修費の支給を受けていない者。ただし、支給限度額を超える工事を行う場合を除く。

(4) 申請者及び同一世帯に居住する者が、市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税）を滞納していないこと。

(5) 申請者及び同一世帯に居住する者が、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を滞納していないこと。

(6) 前2号の規定にかかわらず、申請者及び同一世帯に居住する者が、本市の公的義務（使用料、負担金、貸付等）の納付を滞納していないこと。

(7) 補助を受けようとする工事について、国、県、又は市の他の制度による補助又は扶助を受けていない（当該補助又は当該扶助の対象外となる工事を除く。）こと。

(8) 翌年1月末迄に工事の完了及び実績報告書を提出すること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めた場合は、この限りではない。

(平28告示73・旧第2条線下・一部改正、平29告示72・令3告示74・一部改正)

(補助対象住宅)

第4条 補助対象となる住宅は、市内に存在する住宅で、次に掲げる住宅とする。

- (1) 補助対象者が所有する住宅
- (2) 借家住宅（住宅の所有者が、工事を承諾する場合）
- (3) 共同住宅等（住宅の所有者が、工事を承諾する場合）
- (4) 建築後1年を経過している住宅

2 前項に掲げる住宅については、住居部分を補助対象とし、共同住宅の共用部分又は非居住部分（店舗、事務所、車庫、倉庫又は外構等）については、補助の対象としない。

（平28告示73・旧第3条繰下）

（補助対象工事）

第5条 補助対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、総工費20万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以上の工事で、別表に定める工事等とする。ただし、施工業者が当該補助対象工事を一括して第三者に請け負わせた場合は、補助対象外とする。

（平28告示73・旧第4条繰下・一部改正、令3告示74・一部改正）

（補助金の対象経費及び補助金の額）

第6条 補助金の対象経費及び補助金の額は、次の各項に定めるとおりとする。

- 2 補助金の対象経費は、前条に規定する補助対象工事に要する経費とする。
- 3 補助金の額は、補助金の対象経費の20パーセントに相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該補助金が40万円を超える場合は、40万円を限度とする。

（令3告示74・全改）

（補助の条件）

第7条 同一住宅及び同一補助対象者については、1回を限度とし、共有名義の住宅については、共有者の内1人に限り補助するものとする。

（平28告示73・旧第6条繰下）

（補助金の交付申請）

第8条 補助対象者が補助金の交付申請をしようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない

ない。

- (1) 工事費用見積書
- (2) 工事前写真台帳（様式第2号）又はこれに代わる同等の書類
- (3) 位置図
- (4) 工事図面
- (5) 工程表
- (6) 使用する材料のカタログ等
- (7) 工事業者の本社、支社等所在地が証明できる書類
- (8) 建物登記簿謄本又は固定資産評価証明書若しくはこれに代わる書類
- (9) 住民票謄本
- (10) 第3条第1項第4号に規定する要件を証明する書類
- (11) 借家又は共同住宅等である場合は、住宅の所有者の工事承諾書（様式第3号）
- (12) 確認及び宣誓書（様式第4号）
- (13) 委任状（申請を代理で行う場合）
- (14) その他市長が必要と認める書類
（平30告示101・全改、令3告示74・一部改正）
（補助金交付決定及び取下げ）

第9条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助することが適当と認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）又は第7条の規定による申請後に、自己の都合により補助金交付決定又は補助金交付申請を取り下げる場合は、補助金交付取下げ書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（平28告示73・旧第8条線下、令3告示74・一部改正）

（決定の取消し）

第10条 市長は、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、前条第1項の交付決定を取消することができる。

- (1) 補助事業者の虚偽、その他不正行為が認められた場合

(2) 前条による交付決定の通知後、補助事業者が工事着手予定日を過ぎても、
工事を着手する見込みがない場合

(3) その他、市長が認めた場合

2 市長は、前項の規定により交付決定を取消した場合は、補助金交付決定取消し通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（平28告示73・旧第9条繰下・一部改正、令3告示74・一部改正）

（工事着手届）

第11条 補助対象者は、宮古島市緊急経済対策住宅ストック活用支援事業補助金交付決定通知を受けた後、工事に着手したときは、速やかに宮古島市緊急経済対策住宅ストック活用支援事業工事着手届（様式第8号）に、契約書、請負書又は契約の証明になる書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（令3告示74・追加）

（状況報告及び実施検査）

第12条 市長は、必要があるときは、工事の遂行状況に関し補助事業者に報告を求め、職員に実施検査を行わせることができる。

（平28告示73・旧第10条繰下、令3告示74・旧第11条繰下）

（実績報告）

第13条 補助事業者は、工事を完了したときは、速やかに補助金実績報告書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事代金領収書の写し

(2) 工事中写真台帳（様式第10号）、工事完了写真台帳（様式第10号の2）
又はこれに代わる同等の書類

(3) 施工業者の工事完了証明書（様式第11号）

(4) 借家又は共同住宅等の場合は、所有者の工事完了確認書（様式第12号）

(5) 変更がある場合は、変更内容が明確に分かる書類

(6) 産業廃棄物処理が分かる書類

(7) 数量計算書

(8) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、第8条による申請事項に変更が生じた場合は、変更内容が

明確に分かる書類を前項に規定する実績報告書に添付しなければならない。
ただし、補助金の増額は認めないものとする。

(平28告示73・旧第11条繰下、平29告示72・平30告示101・一部改正、
令3告示74・旧第12条繰下・一部改正)

(補助金額の確定)

第14条 市長は、前条第1項の補助金実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査し、適合と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第13号)により、当該補助事業者へ通知しなければならない。

(平28告示73・旧第12条繰下、令3告示74・旧第13条繰下・一部改正)

(補助金の請求及び交付)

第15条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付確定を受けたときは、速やかに補助金交付請求書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金交付請求書を受理した場合は、30日以内に補助事業者へ補助金を交付するものとする。

(平28告示73・旧第13条繰下、令3告示74・旧第14条繰下・一部改正)

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助事業者が虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受けたことが認められたときは、補助金返還命令書(様式第15号)により、期限を定めて、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(平28告示73・旧第14条繰下、令3告示74・旧第15条繰下・一部改正)

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平28告示73・旧第15条繰下、令3告示74・旧第16条繰下)

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第73号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年5月8日告示第72号)

この告示は、公布の日から施行し、平成29年5月1日から適用する。

附 則（平成30年6月8日告示第101号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年5月30日告示第87号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年5月7日告示第74号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月28日告示第49号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

（令3告示74・追加、令4告示49・一部改正）

補助交付対象工事				想定改修工事例	対象外工事例
1	バリアフリー改修工事	(1)	通路等の拡幅		
		(2)	階段の勾配の緩和		
		(3)	浴室改良	・浴槽の跨ぎ高さを低くするための改修工事	
		(4)	便所改修	・和式便所から洋式便所への変更に係る工事 （既存便所の撤去工事及びペーパーホルダー等の当該工事影響部改修工事を含む） ・寝室等の居室と便所が著しく	・節水トイレへの取替工事 ・便所を別の場所と新設する場合の既

			離れている住宅 内で動線距離を 短くするための 便所新設工事	存便所の撤去工事	
		(5)	手すりの取付け	・ 便所、浴室、 居室、玄関並び にこれらを結ぶ 経路に取り付け る工事	
		(6)	段差の解消	・ 住宅内の動線 部分に係る段差 解消のための改 修工事 ・ 車いす昇降機 の設置工事。	・ 押入れ等、人の動 線に係らない部分 の段差解消工事
		(7)	出入口の戸の改良	・ 便所や玄関等 の開き戸から引 き戸への改修工 事	
		(8)	滑りにくい床材料 への改修工事		・ 取り外し可能なカ ーペット等の設置
		(9)	その他市長がバリ アフリーに資する として認める改修 工事		
2	省エネ改 修工事	(1)	窓の断熱工事	・ Low-Eガラス 等を利用した窓 の取替え工事 ・ 窓の外部に設	・ 倉庫等、非居室部 分への断熱及び遮 熱塗装工事 ・ 断熱性能が確認で

			置するルーバー等の設置工事	きない塗装材での塗替え工事
		(2)	床の断熱工事	・節水トイレへの変更
		(3)	屋根、天井の断熱工事	
		(4)	壁の断熱工事	
		(5)	その他市長が省エネに資するとして認める改修工事	
3	空き家の改修工事	(1)	既存住戸内の間取りを変更する工事	
		(2)	台所、浴室、洗面所又は便所の改修	
		(3)	給排水、電気又はガス設備の改修	
		(4)	屋根、外壁等の外装の改修	・過度な装飾を含む改修工事
		(5)	その他市長が空き家の有効活用に資するとして認める改修工事	
4	耐久性等を向上させる改修工事	(1)	柱、梁等主要構造部の剥離したコンクリートの除去又は補修	・経年劣化した躯体等の復元工事 (※新築時より耐久性が向上することが認められない工事)
		(2)	柱、梁、壁、筋かい又は基礎の補強	

(3)	庇、天井裏等落下した場合の危険性が高い部位の剥離したコンクリートの除去又は補修		
(4)	柱、梁の接合部の剛性を高める金物にする改修		
(5)	火打ち梁又は構造用合板による床面の補強		
(6)	ブレース又は鋼板壁による壁面の補強		
(7)	座屈止めの追加工事		
(8)	不使用となった屋上タンクの除去		
(9)	居間、寝室等長時間を居住の用に供する部屋の補強		
(10)	居室の屋上部分への防水補強の塗装等	・防水性能が確認できる塗装剤を用いた居室の屋上部分への塗装工事	
(11)	その他市長が耐久性の向上に資するとして認める改修		

			工事		
5	子育て支援改修等工事 ※子育て世帯のみ	(1)	子どもの事故防止に資する改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・壁、柱等の角を丸める改修工事又は同箇所へのベビークッション等緩衝材の取付工事 ・対面型キッチンへの改修及びチャイルドフェンスの設置工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事契約を必要としない改修費用 ・取り外し可能な事故防止設備の製品購入代金等
		(2)	防犯のための改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・カメラ付きインターホンの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・外構の防犯カメラの設置工事
		(3)	子育て世帯の家事負担軽減に資する改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・掃除しやすい床材への改修工事 ・ビルトイン食器洗い機等の設置工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存キッチンの撤去工事及びシステムキッチンの導入工事(ビルトイン食器洗い機等を除く)
		(4)	子どもの健康へ配慮した改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・シックハウスの心配が少ない内装材への取替え工事 	
		(5)	子どもの成長に配慮した改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・可動間仕切り壁の設置工事及び変更後間取りに対応したコンセントの増設工 	

				事	
		(6)	その他市長が子育ての支援に資すると認められる工事	・子育て支援のための防音工事	
6	テレワークの推進改修等工事	(1)	室内空間の一角にテレワークを行うためのデスク等を新たに設置する工事	・階段下やクローゼット等にテレワークを行うための机を設置する工事	・設置する机等が取り外しが容易なものの設置工事
		(2)	他の室内空間と壁や扉等で仕切られるテレワークスペースを新たに設置する工事	・敷地内の付属建物（離れ等）をテレワークスペース用に改修する工事 ・アコーディオンカーテン等で間仕切り壁を設置しテレワークスペースの設置工事及び冷暖房設備の新設工事	・増築（建築基準法（昭和25年法律第201号））に分類される改修工事 ・ロールスクリーンや布カーテンを間仕切り壁とするテレワークスペースの設置工事
		(3)	(1)又は(2)の改修工事等を行う場合において、合わせて非接触型の居住環境整備に資する改修工事	・非接触水洗、照明等への改修工事。 ・屋外出入口付近の手洗い、立水洗の設置工事 ・抗菌仕様の内装材への改修、	・(1)又は(2)を合わせて行わない工事

			吹付抗菌処理工事 ・テレワークのための防音工事 ・テレワークのための照明又は通信などに係る電気配線工事	
		(4)	その他市長がテレワークの推進改修工事に資すると認められる改修工事	・Wifiルーターの設置を含む、ネット通信環境向上の設備費用等

